

中学校英語スピーキングテスト（ESAT-J）に関する質問主意書

提出者 吉田はるみ

中学校英語スピーキングテスト（ESAT-J）に関する質問主意書

都立高等学校入学者選抜において、英語四技能のうち「話すこと」の能力をみるために、令和五年度入学者選抜（令和四年度実施）から東京都中学校英語スピーキングテスト（ESAT-J）の導入が進められている。これは、英語学力検査において、スピーキングテストがないことが理由であると思われる。

まず、当該スピーキングテストの受験対象は、都内公立中学校第三学年の全生徒となっており、私立中学校、国立中学校の生徒は対象外となっている。

次に、当該スピーキングテストの不受験者については、「仮のESAT-J結果」を算出することとなっているところ、その算出方法は、英語学力検査の得点で順位を決め、不受験者と英語学力検査の得点が高い者のESAT-J結果をあらかじめ決められた表に基づいてそれぞれ点数化し、その平均値により求めるというものである。

また、当該スピーキングテストの申し込み方法は、学校単位の申し込みではなく、受験生個人が保護者の同意を前提として、民間企業である株式会社ベネッセコーポレーションが運営するウェブ上の生徒用マイページに個人情報を登録し申し込むという方法をとっている。

以上のような当該スピーキングテストの導入は、公正・公平であるべき都立高等学校の入学者選抜としての妥当性及び個人情報保護の観点から大いに疑問がある。

したがって次の事項について質問する。

一 中学校英語スピーキングテスト（ESAT-J）の不受験者の取り扱いは、英語学力検査を元に仮想の点数を求めるものであって、「話すこと」の能力をみるという本来の導入趣旨から外れている上に、学力検査との相関性も不明であるから、公正・公平であるべき都立高等学校の入学者選抜として妥当性に欠けるのではないか、政府の見解を答えられたい。

二 中学校英語スピーキングテスト（ESAT-J）の申し込み方法について、都内公立中学校第三学年の全生徒が受験対象であることから学校単位での申し込みが可能かつ容易であるにもかかわらず、民間企業がウェブサイトを通じて受験生個人から個人情報を収集するという申し込み方法は、情報漏洩のおそれなど個人情報保護の観点から問題があるのではないか、政府の見解を答えられたい。

右質問する。